

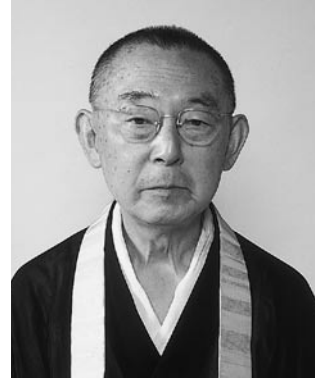
# 京 佛

夏 季 号



京都府宮津市 智恩寺 重文 多宝塔

京 都 仏 教 会



青蓮院門跡名譽門主  
会 長 東 伏 見 慈 治

## ご 挨拶

祇園祭が終わり、京都はいよいよ夏本番を迎えます。

ご寺院各位には益々ご清栄のことと存じます。

さて、日本でも四十数年ぶりに皆既日食を見ることができるということで話題になりました。注目すべきは大多数の人々が異口同音に日食の神秘性と美しさ、それによる深い「敬意」にも似た思いを述べていたということです。

科学の発達は日食のメカニズムをたやすく解明したのですが、それでも人は人智の及ばない無限の空間を否が応でも意識させられた時、そこに繋がる自分自身の存在の意味を探るのです。そして自分がいかに無力であるかを徹底的に悟った時、そこから同時に生まれる深い「敬意」の念を素直に安堵を込めて述べるのです。

深い「敬意」は寛容の心を導き出します。その広く包む強さはまさに金剛不壞不退こんごうふえふたいの仏の心に繋がってゆくのだと思います。

## 理事長挨拶

## 不期明日 (あすをきせず)

臨濟宗相国寺派管長  
理事長 有馬 頼 底



暑さ厳しき折、皆さまに於かれましては平素より本会に對し、何かとご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、平成二十年度から始まった、京都府内の歴史的建造物など数多くの貴重な文化財を地震・火災から守り保存し、未  
来へ伝えてゆくための「文化財京都府基金」への協力は、ともすれば行政と対象寺社等のみの  
関係に終始しがちな文化財保護を、一般の皆さまとともに  
考え、文化財の大切さを後の世に伝える大きなきっかけとなりました。今後は各寺院での募金  
箱設置の拡大や全国への発信も含め、より広く取り組んで参りたいと思っております。また、  
大墨蹟全国巡回展・郡山市での寄附、施設での護摩木制作等の

福祉活動も順調に推移致しました。本年十月は北九州市井筒屋に於いて大墨蹟展を開催する運びとなっております。第二十二回音舞台も九月に奈良唐招提寺にて開催致します。継続は力なりと申しますが「東洋と西洋が  
出会うとき」というテーマで始められた音舞台は寺院の新たな魅力を引き出し、二十年の歳月を経て、価値ある行事に育っております。

本年は当会としても今まで以上に様々な課題に取り組んで参ります。  
「国家と宗教研究会」に於いてはすでに二回研究会を開催し、末木国際日本文化研究センター教授の「神仏再考」、蘭田京都大学名誉教授の「古代神道の流れと神仏関係」について学

者の皆さんと論議を深めました。この研究会を中心に「医療と宗教を考える委員会」や「宗教都市京都」をつくる為の組織づくりにも着手し、寺院の機能を生かし、宗教と大学、宗教と企業、行政への提言等行つて参りたいと考えております。本山と末寺の関係をタテ軸とすれば  
仏教会はヨコ軸を重視します。本山であつても末寺であつても一寺院として宗派を超えて結び合うことを大切にしたいと考えます。そこには「脳死問題」「裁判員制度問題」「公益法人の制度改革問題」「死刑制度問題」「宗教法人法改訂問題」「教育基本法問題」等の諸問題に對し、宗教界は明確にメッセージを發することが出来ていないことと、その現状に深い憂慮の思ひがあ



るからです。多くの方々の知恵と力をいただき積極的に活動して参る所存でございます。

不期明日(あすをさせず)

千宗旦は晩年、不審庵を江岑

に譲って、裏に一畳台目の茶室

を建てました。その席名を大徳

寺の清巖和尚につけてもらおう

と招待したところ、たまたまそ

の時間に急用ができて留守にし

てしまい、用を済ませて、急い

で家に戻ると、もう和尚は帰つ

たあとでした。見ると茶室の腰

張りに、和尚の筆で「懈怠比丘

不期明日」と書かれてありまし

た。懈怠比丘、つま

り私は怠け者だから

明日は来られるかど

うかわからないよ、

と。宗旦は深く反省

して。この茶室を「今

日庵」と名づけまし

た。

「不期明日」とは、

明日を期待しないと

いうことです。私ど

もは、仕事が終わら

ないと、つい「残り

は明日やればいいや」

となりがちです。し

かし、その明日が必

ずあると、誰が保証できるで

しょう。仕事を残すことがいけ

ないではありません。たいへ

んな仕事なら、その日のうちに

片づかない場合もあるでしょ

う。能力の限界もありましょう。

問題は「やり残した」という思

いと、明日をたのむ気持ちです。

今日は今日の仕事、明日は明日

の仕事、その日その日の仕事を

精いっぱいやればそれでよいの

です。そうすれば、さわやかな

気持ちで一日を終えることがで

きます。まさに、雲門禪師の言

われた「日々是好日」の心境で

あります。

この暑さの中ではございます

が、諸大徳の皆さまの更なるご

健勝を心より祈念申し上げる次

第でございます。

合 掌



# 政教分離と靖国神社

龍谷大学教授

平 野 武



## 一 政教分離について

靖国神社をめぐる問題はさまざまなレベルで議論されている。これらの議論の基盤にあるのは、戦争に関わる歴史認識の問題と憲法における政教関係のあり方に関わる問題があるといつてよい。政教関係の問題としては、具体的には同神社の国家護持や公式参拝等が日本国憲法の政教分離原則に反するか否かが問われてきた。

政教分離は、一般的には国家の宗教的中立性と世俗性を要求するものと解せられる。それは別の観点からすると、宗教の私事化のことである。政教分離制は、宗教に公的な地位を認めず、これを個人の私的事項とする。憲法の政教分離原則は、宗教に国家が干渉したり圧迫を加えたりすることももちろん宗教に肩入れすることも禁止しているが、宗教を軽視・敵視するものではない。憲法は、個人の尊厳を基調とし、宗教の自由に手厚い保護を与えているから、そこでは、宗教は私事として尊重されていると解されるのである。

憲法二〇条は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」とすると同時に、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」と規定している。また、日本国憲法では政教分離が信教の自由と一体的に規定されている。そのような政教分離の規定は詳細かつ具体的である。そのことは、国及びその機関の宗教的活動の禁止（同条三項）、宗教団体の特権付与の禁止、政治上の権力行使の禁

止（以上、同条二項）、さらには宗教上の組織・団体への公金等の支出等の禁止（八九条）をみれば、明白であろう。もちろん、宗教も今日の社会に存在する限り、国家と一定の関係をもたざるをえない面もある。宗教立の私立学校に対する公費助成、宗教的価値をもつ文化財補修への公費助成等を考えるべきだとする見解も全面的には否定できない。しかし、憲法の成立の基底となった事柄（国家神道の問題）と現代国家が配慮の対象としなければならない事柄（現代社会で国民の利益・人権の実現のため直面する問題）とは質が異なるといえる。後者は政教分離原則の上に立つて様々な自由や利益をどのように調節するかの問題であるが、前者は、憲法の政教分離原則の根底を危うくする問題であるからである。靖国神社問題は、前者の領域にあることはいうまでもない。

憲法の政教分離の解釈については、津地鎮祭訴訟最高裁判決（昭五二・七・一三）がとつたいわゆる目的効果論がある。同判決は、政教分離原則について相対分離の立場に立ち、国家と宗教とのかかわり合いがすべて許されないものではなく、憲法二〇条三項でいう宗教的活動とは、結局、そのかわり合いが相当とされる限度を超えるものに限られるべきであり、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をいう」とした。この目的効果論について

は批判もあるが、現在では裁判規範として定着したものとなっている。その後の下級審の判決もすべてこの目的効果論を土台にして判断されている。注目すべきは、愛媛玉串料訴訟最高裁判決（平九・四・二）である。同判決は、目的効果論にしたがいながらも目的の客観的把握を行い、効果における「印象」も問題にした。同判決は、愛媛県知事の靖国神社への玉串料支出が特定の宗教団体を特別に支援しており、他の宗教団体と異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心呼び起こす、とし、違憲判断を示したのである。

## 二 靖国神社国家護持から公式参拝へ

戦後、神道指令を受けて国家神道体制が廃止され、靖国神社も他の神社同様、私的な存在となった。靖国神社は一宗教法人として存続することになった。ところが講和条約発行後、靖国神社への公的支援、国家護持の要求が遺族等から出されるようになり、これを受けて数度にわたり靖国神社に特別の地位を与える「靖国神社法案」が作成・公表された。

いわゆる靖国神社法案は多様な形をとっているが、いずれも国が靖国神社の経費の一部を負担・補助しうるものとし、特別扱いするものであった。これらの法案には多くの無理があった。また、靖国神社の宗教的自律性を否定することに反発する意見もあり、靖国神社法案は一度衆議院を可決・通過し

たことはあったが、結局、廃案になり、靖国神社法制定は「挫折」した。

以上の状況を踏まえていわゆる公式参拝推進運動が開始された。この運動を基盤にして、「戦後政治の総決算」を目指していた中曾根首相は、一九八五年八月一五日、内閣総理大臣として、黙祷・一札方式による公式参拝を断行した。その際、公費から供花料が出されている。これに対して、海外からは日本の軍国主義により甚大な被害を受けた中国や韓国の反発があり、国内においても宗教界から多くの批判が出された。この参拝については、大阪、姫路、福岡で訴訟が提起された。

靖国神社に対する国家護持や公式参拝を前述の目的効果論によって判断すれば、合憲との判断は不可能であろう。靖国神社は宗教施設であり、それへの国の積極的関与が援助、助長等にならないということは困難である。とくに国家神道の中核的存在であった靖国神社の歴史を考えた場合、靖国神社に特別の地位を与えることは憲法の政教分離規定が否定したものを否定するという結果をもたらすのである。

しかし、国の関与を争う裁判では地方自治法の住民訴訟という方式がとれないので、原告らは被侵害利益を主張しなければならなかった。そこで主張されたのが宗教人格権であった。しかし、中曾根首相靖国公式参拝に関する大阪の訴訟に対する大阪地裁判決（平元・一一・九）は、宗教的人格権は実定法上の根拠を欠き、その内容が極めて個別的、主観的、抽象的であり、法

律上の権利・法的利益として客観的に把握しうるような明確性を有しないから、権利保護の対象となしえない、とした。同事件控訴審判決（平四・七・三〇）も宗教的人格権を否定したが、靖国神社公式参拝について違憲の疑いがあるとコメントしたことは注目される。宗教的人格権は、福岡公式参拝訴訟福岡地裁判決（平元・一二・一四）、同控訴審判決（平四・二・二八）でも否定され（但し、控訴審は公式参拝については繰り返されると違憲になるとした）、播磨・姫路事件神戸地裁判決（姫路支判令平・二・三二・九）、同控訴審判決（平五・三・一八）も同旨の判断を示した。

内閣総理大臣による靖国神社参拝をめぐる訴訟は、小泉首相によって再び引き起こされた。各地で参拝行為の違憲性を問う訴訟（大阪「第一次、第二次」、松山、福岡、千葉、那覇、東京）が提起された。訴訟の内容は、損害賠償（国賠法）、違憲確認、首相の参拝差止め、靖国神社に公的参拝の受け入れの禁止等であり、そこでも原告らの被侵害権利・利益を如何に構成するかが大きな問題となった。

原告らという被侵害権利・利益は、各地の訴訟において若干異なっているが、宗教的人格権、宗教上の自己決定権、信教の自由、平和的生存権、民族的な人格権等が主張された。民族的な人格権は、アジアとの関係を意識した大阪訴訟で主張されたものであり、そこでは在日韓国人、在韓韓国人や台湾「原住民」も訴訟の原告になったからである。

これらの裁判は、すべて原告敗訴に

終わっている。すべての判決が宗教的人格権の権利性を否定した。しかし、小泉首相の参拝の公的品格を認めたまのは少なくない。大多数は違憲判断を回避しているが、注目すべきことは、違憲判断をした判決が2件あることである（因みに、これまでの靖国訴訟で合憲判断がなされた例は皆無である）。

違憲判断を示した二つの判決を紹介する。福岡地裁判決（平一・六・四・七、控訴せず確定）は、参拝の職務該当性（公務性）を認め、目的効果論に依拠しながら次のようにいう。本件参拝について一般人の意識では単なる戦没者の追悼とは見ておらず、さらに首相の参拝継続の強い意志から判断すれば、社会的儀礼として行われたとはいえない。戦没者の追悼は、靖国神社参拝以外の行為によってもなしうるし、政府内に懇談会を設置し戦没者追悼施設の在り方についての検討を委ねていたにもかかわらず、すでに四回も内閣総理大臣として靖国神社に参拝していることに照らせば、憲法上の問題や種々の批判があり得ることを承知しつつ、あえて自己の信念、政治的意図に基づいて参拝したものと見える。そして本件参拝直後の終戦記念日には、前年の二倍以上の参拝者があったことなどをみれば、靖国神社を援助、助長、促進する効果をもたらしたといえる。

第二次訴訟大阪高裁判決（平一七・九・三〇、上告せず、確定）も参拝の公務性を認める。判決は、首相の参拝の核心部分は、靖国神社の本殿において、祭神と直に向き合って拝礼す

るという極めて宗教的意義の深い行為であり、また、戦没者の追悼自体は、靖国神社に参拝しなければ実施できないものではない、という。他方、効果については、首相の参拝は靖国神社を特別に支援しており、特別のものであるとの印象を与え特別の関心を引き起こし援助、促進になる、という。愛媛玉串料最高裁判決を踏まえた判決であることは明らかである。しかし、判決は、次のようにいう。このような参拝は控訴人らに不快等の感情を抱かせる可能性があるが、参拝はそれ自体、直接控訴人らに向けられたものでなく、強制、圧迫・干渉があったとはいえない。

現在、新たに靖国神社を被告として、合祀の取消等を求める裁判が提起されている。そこでも政教分離の観点からは国の関与が問題とされている。また、政教分離については憲法改正案のなかでこれを緩和する見解が示されている。これらをめぐって、激しい議論がこれからもつづくであろう。

靖国神社問題が複雑なのは、国家に靖国神社の祭神の面倒をみてほしいと望む人々（遺族）が現存しているからである。靖国神社に若くして非命の最期を遂げた多くの若者が合祀されている。彼らの多くは子孫を残すことなく亡くなったのである。それゆえ、現存する遺族は自分たちが亡くなった後の祭祀を国家に支援された靖国神社に求めがちである。政教分離を維持しようとするならば、国家・靖国神社にかわって仏教界がこれに対応する必要があると思われる。

# 京都の文化遺産は危機に面している！

立命館理事長顧問  
歴史都市防災研究センター  
土岐憲三



昭和24年の法隆寺金堂の火災が契機となつて、翌年には文化財保護法が制定されて以来、関係者の弛まぬ努力によつて、埋蔵文化財をはじめとして大規模な建造物に至るまでの広い分野、多数の文化遺産の保存対策が行われてきた。こうした数々の対策の中でただ一つ十分でなかったのが自然災害対策であった。すなわち、室生寺での強風による倒木被害、高潮による宮島の浸水被害、などが広く知られているが、こうした被害が重なつたにも拘らず、同様の被害軽減のための普遍的な対策が検討され、確立されるには至っていない。

これは自然災害の頻度がそれほど高くない、同じ地域で同様の災害が再発する事が稀なため、事後の復旧が優先されて時日が過ぎるにつれて、再発防止のための方策が練られないままに打ち過ぎてきたのである。また、1995年の阪神淡路大震災は近年に於ける我が国での最大規模の自然災害ではあったが、幸いにも国宝が焼失する事も無く、重要文化財の神社が倒壊するのが最大の災害であった。こうした事から自然災害で重大な被害を受ける事は無いと考えられてきたのである。

一方、我が国は世界有数の災害国であり、日本列島全体に活断層があり、台風は毎年10回近くも台風が上陸している。特に戦後は国土の荒廃も原因の一つであつたろうが、毎年千人、二千人の人命が台風で失われてきた。しかしながら、国を始め関係者の営々とし

た努力で対災性能が高まり、昭和34年の伊勢湾台風を最後として千人を超えるような水災害は起こっていない。その後、6千余の人名が失われた平成7年の阪神淡路大震災までは大規模な災害は起きていなかった事から、日本人全体が自然災害に対して危機感を失っていたのである。

自然災害に関する災害防止の技術開発や対策の方法は、個別の対象物で発生した災害や人工的な災害事象を対象として、災害の発生状況を観察する事に始まり、そのような事象を防止する術を見いだす事で完成する。文化遺産の防災を対象とするときには実際の重要な伝統的建造物が被災する事は稀であるし、特定の文化遺産の被害予測は無用な危険性を喧伝する結果となりかねない事から、どうしても躊躇われる。こうした背景があつて文化遺産の防災に対しては積極的な研究や技術開発が行われないままに打ち過ぎてきたのが実情である。このような事情により災害に関わる研究者や技術者が文化遺産の防災問題には手を付けて来なかつた。

このように、文化財の分野からは防災の問題に手をつけず、災害の専門家は文化財を対象とするのを避けてきたと言つてよからう。すなわち文化財防災の問題は文化財と防災の谷間にあつたまま放置されてきたのである。1995年の阪神淡路大震災に際しても大規模な同時多発火災が発生したに

もかわらず、国宝や重要文化財が炎上する事も無く、重要文化財の生田神社が倒壊したのが最大の被災であつた。すなわち、この地震により多くの被害が生じたが、それでも文化遺産の防災が社会問題となる事もなく、研究や技術の対象になる事はなかつた。

しかしながら、多数の貴重な文化遺産が遺されている京都では全体としての被害は中程度であつたが、由緒のある古い二つの寺院の消防施設が機能を失うという事態が生じた。京都と神戸とは6-70kmも離れているにもかかわらず消防施設が被災した事は、もしも次ぎなる地震が京都やその近辺で起きたならば、極めて大きな災害が起きる事は間違いない。地震時の地面の揺れは震源からの距離が短くなると、距離に比例して強くなるのではなく、ほぼ距離の2乗に比例して強くなるのである。この事と近畿地方の内陸地震の発生の可能性が高まっている事を勘案すれば、次なる地震が京都周辺で起きれば神戸で起きたような同時火災が発生するであろうし、そうなれば京都盆地に多数存在する文化財もしくは文化遺産が数多く失われるであろう事は明らかである。

京都は戦災を受けていないから、神戸よりは古くて可燃性の高い木造建物が多く残っている。この事は、ひとたび京都が神戸のような地震に襲われたら、あるときよりは酷い同時火災を起こすに違いない。京都は神戸に較べ



て遙かに多くの文化遺産が、そして高い密度で詰まっているから、京都盆地の何十、何百カ所で火災が発生すれば、極めて多くの文化遺産が焼失するであろう。地震災害の研究に長らく携わってきた者の一人として、こういう事態が容易に想定されたからには、文化財保護の専門家ではなくても、このような危険性が潜在している事を少しでも多くの人々に伝える責務があるのではないかと考えるようになった。

同時多発火災が起これば木造家屋が燃えて、これが神社や仏閣へと延焼する事は間違いない。すなわち境内の外からの火が怖いのである。しかしながら、これまでの文化財保護の概念には境内の外からの延焼と言う概念は無い。あるのは神社の境内での放火や失火が、国宝や重要文化財である建造物や彫刻、障壁画などに燃え移らないようにするための施設が設置されるに止まっていた。

このように境内の外からの延焼の可能性が考えられて来なかったのには理由がある。それは僅か100年前の京都で人々が住んでいたのは、今出川通りから南、東西本願寺から北で、西は千本通、東は鴨川を少し超えた東山方面、それに飛び地としての伏見に限られていたのである。京都盆地の面積では15-20%程度であって、その他はすべてが田畑と極めて小規模な集落であった。現在国宝や重要文化財に指定されている歴史的建造物は殆どすべてが約100年前には人が住んでいなかった

地域にある。220年前の1788年には京都の8割が天明の大火で焼けたが、この当時の市街地も100年前とほぼ同じであり、それよりも前の戦国時代にはもつと狭い限られた地域しか人は住んでいなかった。すなわち数百年前から100年ほど前までは、人の住んでいたのは現在に較べてはるかに狭い地域であった。

一方、国宝建造物や世界遺産に指定されている神社仏閣は二条城を除いて全てが100年前には人が住んでいなかった地域に存在している。これは何を意味しているのだろうか。すなわち現存する歴史的建造物の周辺には可燃物としての住居が無い事から、境内の外からの延焼は起こりえなかったのである。しかしながら現在は京都盆地の隅から隅まで人家があり、文化遺産としての重要な建造物は可燃物の海に漂っているのである。このような変化が僅か100年前から生じたのである。

平安京は1200年余前に、現在の千本通り付近を中心軸として造営されて以来、今日に至るまで人口は少ないとはいえ、現在と同じように京都盆地にほぼ一様に住んでいたと殆どの人々は考えているようである。しかしながら、それは事実ではなく、僅か100年前までは人々が住んでいたのは京都盆地全体から見れば偏った地域でしかなかったのである。100年間で京都の都市の構造が全く変わった事を考えないでは、いかに現在の京都の文化遺産を巡る環境が変わって、地震に対して危険な状態にあるかが理解できないであろう。

地震による大火と言えれば1995年阪神淡路大震災が記憶に新しい。この地震では小さなものも含めると285カ所で火災が発生し、6,982棟が焼失した。古くは1923年、大正12年の関東大震災では約10万余の人命が失われている。1948年、昭和23年の福井地震では約3,800の人命が失われ、3万6千棟が倒壊するとともに3,851棟が全焼した。この地震では福井市街の中心部は全焼し、家屋がまばらになる郊外で焼け止まっている。この地震は戦後の3年目であり、爆撃で焦土と化した町は日本各地にあったし、地震が起っても現在のようにテレビも無いし、新聞でも大きくは報道されなかった。したがって、地震によって一つの街が焼け野原になる事が日本人の共通の記憶としては残されていない。

しかしながら、当時の福井市に比較すれば、現在の京都ははるかに同時多発火災の危険度は高いであろう。京都盆地は東西南北に横たわる断層で出来上がっている。そして、これらの何れかが活動すれば多くの人命財産が失われる事は明らかである。京都は歴史的に見ても約100年に一度は大きな被害の出る地震に見舞われている。しかるに最近の震度6程度の被害地震は約170年前に起こったが、その後

歴史的な傾向から見れば次なる地震までには、それほど時間はないと考えねばならない。しかしながら、それは人間の人生の長さと比較するとはるかに長く、一生に一度遭遇するかしないかのものであるから、ついつい忘れてたのが常である。

塩野七生は著書のなかで「人間とは、見たくないと思っっているうちに実際に見えなくなり、考えたくないと思いつけていると実際に考えなくなるものなのです」と言っている。「人間ならば誰にでも、現実のすべてが見えるわけではない。多くの人は、見たいと欲する現実しか見えていない」というユリウス・カエサルという言葉も引用しているが、京都の文化遺産と地震火災に関しても、人々は起こる事を欲していないから見ようとしていないのではないだろうか。これこそ、一般の京都人や日本人の文化遺産防災に関する基本的な思考、姿勢ではないだろうか。

大地震の再来周期は長いから、人々が生涯に於いて起きないかもしれない地震に対して、カエサルや塩野の言うような考えを持つのは自然な事かもしれない。しかしながら、宗教界の人々は俗世間の人々とは違う時間の観念を有しており、一般の人々よりはるかに長い時間で物事を考えるのが常のように思える。その故を以て、代替性のない文化遺産の防災の問題に於ける宗教界の深い理解と精神的支援が希まれるのである。



# 善峯寺における<sup>りょうぼうくじゅう</sup>令法久住の理想と現実

善峰寺 山主

理事 掃部 光昭



当山は平安中期の長元二年（一〇二九）、恵心僧都の高弟である源算上人によって開かれ、比叡山で顕密の蘊奥を究めた源算上人が四十七歳の時に西山の地に小堂を結び、自作の十一面千手観音を本尊となされたのを当山の嚆矢とします。長元七年（一〇三四）には後一条天皇鎮護国家の勅願所となり「良峯寺」の寺号を賜ります。長久三年（一〇四二）には御朱雀天皇の綸旨により洛東鷲尾寺に祀られる仁弘法師が賀茂神社の霊木をもって刻まれた十一面千手観音を当山に遷座本尊となされ、先の本尊を脇立とされました。以来歴朝の崇敬篤く、白河天皇によって諸堂が建立され、鎌倉時代には『愚管抄』を著した天台座主で当山第三世の慈鎮和尚の時に後鳥羽天皇より現在の「善峯寺」と自筆の寺額を下賜され、官寺に列せられました。そして慈鎮和尚の写瓶弟子で後鳥羽院の第八皇子である道覚入道親王が当山に籠居されて以降、青蓮院門跡の隠居所のようになり、慈道・尊円・尊祐など各法親王が籠居されたところから「西山宮門跡」とも呼ばれます。室町時代には、後花園天皇が伽藍を改築され、僧坊五十二の多きに及びますが、応仁の乱の兵火を免れず、焦土と化しました。その後当山を復興されたのが徳川五代將軍綱吉公の生母である桂昌院で、山門・本堂・護摩堂・鐘楼・経堂・阿弥陀堂・薬師堂など言わば重文の多宝塔以外の伽藍を寄進されました。桂昌院はその他多数の寺宝を寄進され、現在の当山は桂昌院さんのおかげです。

当山は西山の中腹にあり三万坪の境内地は京都市内の眺望とともに、天然記念物で日本一の「遊龍の松」や季節を楽しむことができ、春には梅・桜・つじ・ばたん・しゃくやく、夏にはさつき・紫陽花・ゆり、秋には秋明菊・紅葉と多くの方が訪れます。このような境内なので、花粉の積もった諸堂や草や落葉を見るたびにうんざりしていますが副住職の時より境内掃除が日課の一つとなっており、嫌々ながらも釈尊の弟子であるパシタカ（周利槃特）を見習って、仏性を覆い隠す心の塵を落とすべく掃除をしています。心の塵を落として仏さまの定める域までの「感謝」「思いやり」の心を自他共に持つ、持っていたのが僧侶・寺院の役割の一つであると思っています。この度の寄稿にあたり寺院・住職としての役割を考えると当山は西国二十番札所であり、札所として観音さまと良いご縁を結んでいただき、信仰に導くことが第一の役割であると考えています。一方住職の使命は当山の歴史を守り維持して後世へ伝えることが最重要であります。逆に言えば自分の代で荒廃させたら千年近い長い歴史・信仰に携わった過去の方、現在それに携わる方、

そして未来で携わるであろう方々に申し上げる言葉がありません。

昔は朝廷や幕府の寄進あるいは莊園の年貢によって維持されてきましたが、現在は入山料（拝観料）を頂戴し、それによって維持されています。元来、貪りをなくす為の修行である布施・波羅蜜、いわゆる托鉢・賽銭・喜捨によって教団は維持されるものであり、拝観料を頂かずに維持できれば誇りに思います。京都市内の寺院では五十年近く前より拝観料を導入され、当山は昭和五十九年より拝観料を導入しました。ところがその二年後にお参りされた方から、「本来喜捨によるべきところが入山料（当時二百円）を強要され支払わされた。憲法に保障された信教の自由に違反する。」と提訴されました。数ある寺院の中でわざわざ小さな山寺を選ばれたのも観音さまのお導きなの複雑な心境でしたが、この裁判

は京都仏教会の皆様のご支援により、無事に当山勝訴いたしました。その裁判を通じて訴えた方が言われるのも参拝される側として一理あると思えますが、境内維持管理は国のインフラと同じで膨大なコストがかかり、托鉢・納経料・賽銭の浄財ではとても維持できるものではありません。

昭和五十七年に多宝塔が重文指定を受けたときは、多宝塔を含む二十程の堂塔の防火設備は皆無でした。火災は当山の場合、全山焼失まで起こり得るので、莫大な費用を投じて七百トンの防火用水タンクと配管埋設工事が近年やっと完成しました。その他にも仏像・お堂・参道・境内・庭園・文化財などの維持や修復や整備が拝観料と檀越の寄進のおかげでなんとか出来るようになり、平成十一年には什物の収蔵展示する寺宝館が落慶し、十七年には多くの参拝者に対応すべく山寺に百五十台

収容できる駐車場と一日数千人のトイレ下水を処理する浄化槽設備が完成しました。管理面として入山料を頂くまでは、当山は公園と同じように食事・くわエタバコ・遊技など自由で、休日には弁当・空き缶・吸殻などのゴミ、遊技で折れた植木、諸堂の落書きや悪戯が悩みの種でした。「出入自由」は何をして

もよいと自由を履き違えている方が多く、悲しいことに入山料を頂くことよってマナーが良くなり聖域が守られるようになりました。また先日京都の寺院で仏像盗難が相次いだときに当山もテレビカメラやセンサーを設置している関係で取材を受け「拝んでもらってこそこの仏像。お堂を閉めたり、仏像を見えにくくするのは信仰の精神から離れる」という私の言葉が掲載されていた。しかし寺社になじまない防犯カメラの導入や仏像・什物の隔離しなければ住職としての

使命を全うできないのも現実です。国際化社会あるいは道徳や宗教心の低下による寺社の治安悪化につれ、宗教における「理想」と「現実」はますます離れてしまい一層憂いております。一方で当山の休息所の感想ノートを読みますと、慌ただしい社会生活から当山を参詣され、観音さまの御心に触れ、境内の自然・眺望の美しさに心の安らぎを受けたことが多く記され、大変有り難く思っております。また入山料をお納め頂くときに未だに「こんなに入山料を取って強欲な寺だ」という苦言も頂戴します。これからは信仰を維持しつつ寺院を「心の平穩の拠り所」として後世に伝えていくため頂戴した浄財がどのように還元されたかをできる限り見える形で示して、「参拝者」の考え方・見方・性格・信仰の度合いを見極めて不都合があれば積極的に対策を講じていくことが肝要であると思っております。



ZENBUTSU  
全仏だより



## 第41回全日本仏教徒会議栃木大会の開催概要決定

全日本仏教会では、全一仏教運動の実現のために2～3年に1度、全日本仏教徒会議を都道府県仏教会と共催し、加盟団体及び地域社会との意思疎通を図るとともに仏法興隆を促進致しております。

前回大会「第40回全日本仏教徒会議神奈川大会」は、平成19年11月19日・20日にパシフィコ横浜にて開催いたしました。

この度、第41回全日本仏教徒会議栃木大会の開催概要をお知らせいたします。参加方法等の詳細は後日加盟団体宛にお知らせいたします。

日 時 平成22年11月9日(火)・11月10日(水)

会 場 第1日 宇都宮グランドホテル

基調講演・シンポジウム・加盟団体代表者会議等

第2日 宇都宮市文化会館(大ホール)

記念式典・記念講演等

## 賛助会員募集について

全日本仏教会は、伝統仏教界の活動や今後社会に於いて果たすべき役割を広く一般の皆様にご理解、ご協力頂く為に、賛助会員を募っております。

皆様方には、賛助会員制度の主旨をご理解いただきまして、賛助会員の勧誘にご協力賜りますようお願い申し上げます。

※ 本会ホームページから、賛助会員要綱が閲覧できます。また申込書などプリントアウトできます。ご高覧いただきまして、是非ともご入会いただきたく、宜しくお願い致します。

## 救援基金へのご協力をお願い

全日本仏教会では、国内外における災害救援や人道的支援に対し、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を開設しております。

加盟団体・各御寺院・檀信徒・門信徒の皆様のご協力をお願い申し上げます。

救援金の送付は下記の要領でお願いいたします。

記

### 【郵便振替】

口座番号：00110-9-704834

口座名義：全日本仏教会救援基金

### 【銀行振込】

中央三井信託銀行 本店営業部

口座番号：(普通)0973031

口座名義：財団法人 全日本仏教会

※ 第41回全日本仏教徒会議、賛助会員、救援活動及び基金の寄託先に関しましては、ホームページ及び機関誌『全仏』上にて順次報告・公開を行っております。



財団法人 全日本仏教会  
WBF(世界仏教徒連盟)日本センター

〒105-0011

東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F

電話 03-3437-9275 FAX 03-3437-3260

http://www.jbf.ne.jp/

E-mail info@jbf.ne.jp

事業・活動報告

平成二十一年一月一日～平成二十一年六月三十日迄

\*は当会主催の行事・会合

平成二十一年度

一月 六日 西陣織工業組合創立百二十五周年・三組合併三十五周年記念式典・平成二十一年新年総会出席 於 西陣織会館

一月 九日 京都中央葬祭業協同組合新年会出席 於 木乃婦

\*一月二十三日 『京佛』新年号会報発送 於 仏教会事務所

一月二十三日 仏教同友会新年総会出席 於 大阪リーガロイヤルホテル

一月二十八日 『地震火災から文化財を守る協議会』幹事会出席 於 防災研究会館

一月二十九日 全日本仏教会評議員・参与会出席 於 東京プリンスホテル

二月十三日 国際仏教興隆協会財団設立四十周年記念式典出席 於 ハイアットリージェンシーホテル京都

二月十四日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館

二月十八日 郡山市社会福祉協議会へ寄付金贈呈 於 福島県郡山市

\*二月二十日 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議へ寄付金贈呈 於 聖護院

二月二十一日 国際宗教研究所主催公開シンポジウム出席 於 大正大学

二月二十四日 日本宗教連盟主催宗教と税制シンポジウム出席 於 神社本庁

二月二十七日 国民文化祭京都府実行委員会・企画運営委員会出席 於 平安会館

三月 一日 石山寺鷲尾遍隆座主晋山式・祝賀会列席 於 石山寺・大津プリンスホテル

\*三月 七日 宗教と政治検討委員会開催 於 京都タワーホテル

\*三月 八日 第二回国家と宗教研究会開催 於 承天閣美術館

\*三月 九日 関西野生生物研究所へ寄附金贈呈 於 京都仏教会会議室

\*三月十三日 『延暦寺に想いを寄せて』世界遺産対談開催 於 延暦寺

三月十三日 東山花灯路開会式出席 於 高台寺公園

\*三月二十三日 春季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 相国寺

三月二十四日 大阪日仏協会主催有馬頼底理事長講演 於 帝国ホテル大阪

三月二十五日 京都モデルフォレスト協会理事会出席 於 ホテルビノ京都堀川

三月二十五日 鹿野平和財団主催「宗教団体の社会貢献活動をめぐる勉強会」出席 於 京都市国際交流会館

三月二十七日 京都市深草墓園春季慰霊祭列席 於 深草墓園

三月三十日 国民文化祭京都府実行委員会総会出席 於 京都プライトンホテル

三月三十日 源氏物語千年紀委員会総会出席 於 京都プライトンホテル

三月三十日 京都文化交流コンベンションビューロー評議員会出席 於 京都プライトンホテル

四月 一日 神護寺谷内弘照住職晋山式・祝賀会列席 於 神護寺・リーガロイヤルホテル京都

\*四月 八日 おしやかさまを讃える夕べ開催 於 京都全日空ホテル

四月 十日 『相国寺金閣銀閣名宝展』パリからの帰国へ開会式 於 承天閣美術館

\*四月十六日 こどもはなまつり 於 善立寺保育園

四月二十一日 京都府宗教連盟常任委員会出席 於 立正佼成会京都普門館

四月二十六日 石清水八幡宮本殿遷座祭列席 於 石清水八幡宮

四月二十八日 京都仏教幼稚園協会はなまつり出席 於 京都会館

五月 七日 『京都知恵と力の博覧会推進協議会』設立総会出席 於 承天閣美術館

\*五月 八日 仏教を学ぶ米国の短期留学生支援金贈呈

五月十一日 『地震火災から文化財を守る協議会』幹事会出席 於 防災研究会館

五月十四日 国民文化祭京都市実行委員会設立総会・実行委員会総会出席 於 本能寺文化会館

五月十四日 『社会を明るくする運動』京都府推進委員会出席 於 平安会館

五月二十一日 慈照寺開山忌列席 於 慈照寺

五月二十五日 日田西山妙音弁財天法要列席 於 日田市

五月二十六日 京都モデルフォレスト協会通常総会出席 於 平安会館

五月二十九日 清水寺国家安泰世界平和祈願献花祭列席 於 清水寺

五月二十九日 全日本仏教会評議員会・参与会出席 於 リーガロイヤルホテル京都

六月 六日 宗教学会主催第二十七回宗教法制研究会・第五十八回宗教学法会出席 於 國學院大學

六月 十日 京都市観光協会通常総会出席 於 ウェステイン都ホテル京都

\*六月十六日 第八十二回理事会開催 於 京都仏教会会議室

六月十六日 国民文化祭京都府実行委員会・企画運営委員会総会出席 於 平安会館

六月十七日 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議 於 京都ガーデンパレスホテル

六月十九日 月澤泰信師 篤志者賞受賞 於 京都府立府民ホール

\*六月二十三日 理事・評議員合同役員会開催 於 承天閣美術館

六月二十四日 京都府宗教連盟委員会出席 於 立正佼成会京都普門館

六月二十四日 近畿宗教学連盟常任理事会出席 於 立正佼成会京都普門館

六月二十五日 網走市市民大学宮城泰年常務理事講演 於 網走市

六月二十八日 知床法要列席 於 知床



## 平成20年度 京都仏教会決算報告書

前期繰越金 ￥ 2,042,577

当期歳入総額 ￥70,066,045

当期歳出総額 ￥67,153,907

次期繰越金 ￥ 4,954,715

自 平成20年 4月 1日

至 平成21年 3月31日

## 【歳入の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	前 年 度 繰 越 金	2,042,577	2,042,577	0
1	会 費 収 入	3,000,000	3,269,400	269,400
	1 会 費 ・ 賛 助 金	3,000,000	3,269,400	269,400
	1 一 般 会 費	2,000,000	2,414,400	414,400
	2 賛 助 会 費	1,000,000	855,000	-145,000
2	活 動 協 力 金 収 入	34,350,000	39,072,894	4,722,894
	1 教 化 伝 道	34,300,000	38,982,494	4,682,494
	1 参 加 勤 行	17,000,000	17,826,520	826,520
	2 骨 灰 法 要	1,000,000	856,000	-144,000
	3 墨 蹟 展 覧	3,500,000	7,510,000	4,010,000
	4 護 摩 木 供 養	2,500,000	2,504,974	4,974
	5 花 ま つ り	2,300,000	2,285,000	-15,000
	6 観 光 推 進	3,000,000	3,000,000	0
	7 桜 事 業	2,000,000	2,000,000	0
	8 世 界 文 化 遺 産	3,000,000	3,000,000	0
	2 広 報 ・ 出 版	50,000	90,400	40,400
	1 開 運 曆	50,000	90,400	40,400
3	寺 院 協 力 金	26,935,300	27,668,907	733,607
4	雑 収 入	30,000	54,844	24,844
	1 雑 収 入	30,000	54,844	24,844
	1 運 用 収 入	1,000	3,764	2,764
	2 雑 収 入	29,000	51,080	22,080
	合 計	66,357,877	72,108,622	5,750,745

## 【歳出の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
1	事 務 局 費	29,470,000	28,656,628	-813,372
	1 人 件 費	20,000,000	19,690,513	-309,487
	1 職 員 俸 給	16,500,000	16,110,751	-389,249
	2 厚 生 費	2,200,000	2,243,031	43,031
	3 通 勤 費	800,000	836,640	36,640
	4 退 職 準 備 金	500,000	500,091	91
	2 管 理 費	7,110,000	6,456,163	-653,837
	1 通 信 ・ 運 搬 費	800,000	719,416	-80,584
	2 印 刷 費	350,000	286,896	-63,104
	3 備 品 費	400,000	5,846	-394,154
	4 消 耗 品 費	100,000	109,229	9,229
	5 借 館 費	1,800,000	1,800,000	0
	6 水 道 ・ 光 熱 費	200,000	196,134	-3,866
	7 旅 費 ・ 交 通 費	1,200,000	1,160,758	-39,242
	8 諸 会 負 担 費	800,000	766,700	-33,300
	9 弁 護 士 報 酬	420,000	419,988	-12
	10 会 計 士 報 酬	690,000	685,650	-4,350
	11 営 繕 管 理 費	100,000	38,914	-61,086
	12 そ の 他 諸 経 費	250,000	266,632	16,632
	3 渉 外 ・ 旅 費	1,400,000	1,548,730	148,730
	1 渉 外 費	600,000	589,905	-10,095

款	項	目	科	目	予	算	額	決	算	額	増	減				
		2	慶	弔	費	400,000		607,755		207,755						
		3	交	際	費	400,000		351,070		-48,930						
	4		諸	会	議	費	750,000	705,303		-44,697						
		1	単	仏	・	参	勤	会	議	150,000	126,000	-24,000				
		2	そ	の	他	諸	会	議	600,000	579,303	-20,697					
	5		調	査	費	210,000		255,919		45,919						
		1	資	料	収	集	費	200,000	255,919	55,919						
		2	寺	院	名	簿	作	成	調	査	費	10,000	-10,000			
2			活	動	経	費	36,650,000	38,497,279		1,847,279						
	1		教	化	伝	道	活	動	25,200,000	28,432,088	3,232,088					
		1	参	加	勤	行	8,200,000	8,086,962		-113,038						
		2	骨	灰	法	要	1,700,000	1,722,767		22,767						
		3	墨	蹟	展	3,000,000	6,562,600	3,562,600								
		4	護	摩	木	供	養	800,000	1,027,468	227,468						
		5	観	光	推	進	2,000,000	2,083,804	83,804							
		6	仏	教	諸	行	事	関	連	1,500,000	1,101,292	-398,708				
		7	花	灯	路	抛	業	200,000	200,000	0						
		8	桜	事	業	拠	出	金	2,000,000	2,000,000	0					
		9	福	祉	援	助	金	1,000,000	1,221,000	221,000						
		10	花	ま	つ	り	4,000,000	3,887,094	-112,906							
		11	成	道	会	300,000	168,990	-131,010								
		12	宝	物	展	2,900,000	3,214,124	314,124								
	2		広	報	・	出	版	活	動	200,000	215,520	15,520				
		1	曆	・	諸	出	版	他	2,500,000	2,882,924	382,924					
		2	機	関	誌	発	行	200,000	115,680	-84,320						
		3	ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	運	営	費	400,000	428,140	28,140		
	3		寺	院	運	営	援	助	100,000	35,560	-64,440					
		2	永	年	勤	続	表	彰	300,000	392,580	92,580					
	4		そ	の	他	事	業	8,150,000	6,422,927	-1,727,073						
		1	宗	教	と	政	治	問	題	研	究	活	動	3,000,000	1,269,600	-1,730,400
		2	時	局	対	策	金	1,500,000	1,352,290	-147,710						
		3	景	観	問	題	活	動	費	50,000	0	-50,000				
		4	研	究	書	発	行	補	助	金	200,000	200,000	0			
		5	世	界	文	化	遺	産	2,800,000	3,001,037	201,037					
		6	全	日	仏	創	立	50	周	年	事	業	600,000	600,000	0	
			予	備	費	237,877	0	-237,877								
			次	期	繰	越	金	0	4,954,715	4,954,715						
			合	計	66,357,877	72,108,622	5,750,745									

別紙の通り報告します。

平成21年5月27日

京都仏教会

理事長 有馬 頼底 印

理事(財務担当) 大西 真興 印

事務局長 長澤 香静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成21年5月27日

京都仏教会

監事 山木 康稔 印

監事 月澤 泰信 印

# 平成21年度 事業計画

## 〈総務部〉

〈\*は新規事業〉

<p>1. 諸 会 議</p> <p>1. 役員会</p> <p>2. 各種会議</p> <p>3. 各種委員会</p> <p>4. 諸団体連絡会議</p> <p>5. 懇親会</p>	<p>1. 役員会</p> <p>2. 各種会議</p> <p>3. 各種委員会</p> <p>4. 諸団体連絡会議</p> <p>5. 懇親会</p>	<p>1. 理事会 年2回</p> <p>2. 評議員会 年1回以上</p> <p>1. 単位仏教会 年1回</p> <p>2. 参勤僧会議 年3回以上</p> <p>1. 宗教と政治検討委員会 年2回以上</p> <p>* 2. 国家と宗教研究会</p> <p>3. 各種委員会の設置</p> <p>1. 全日本仏教会 2. 京都府宗教連盟</p> <p>3. 近畿宗教連盟 4. 日本宗教連盟</p> <p>5. 関西宗教者の会 6. 日弁連</p> <p>7. 京都商工会議所 8. 京都市観光協会</p> <p>9. 京都文化交流コンベンションビューロー</p> <p>10. 国際宗教研究所 * 11. 宗教法学会</p> <p>* 12. 古典の日推進委員会</p> <p>1. 懇親会 年1回</p> <p>1. 会報の刊行 年2回</p> <p>2. 会員への情報提供(随時)</p> <p>(税務・環境問題・法人問題など)</p> <p>3. 仏教会ホームページ運営</p> <p>1. 各種調査・研究・統計・資料収集(時事問題の分析)</p> <p>1. 慶弔(本山寺院及び一般関係)</p> <p>1. 中央省庁・府市行政との交流</p> <p>2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力</p> <p>1. 加入寺院・未組織地域の組織化</p> <p>2. 賛助会員強化</p> <p>1. 宗教法人法改正問題への対応</p> <p>* 2. 世界遺産委員会の設置(立命館大学)</p> <p>* 3. 医療と宗教を考える委員会の設置</p> <p>(府立医科大学)</p> <p>4. 公益法人制度改革への対応</p> <p>5. 教育基本法改正と宗教教育問題への対応</p>
<p>2. 広報・調査</p>	<p>1. 広 報</p> <p>2. 調 査</p>	<p>1. 会報の刊行 年2回</p> <p>2. 会員への情報提供(随時)</p> <p>(税務・環境問題・法人問題など)</p> <p>3. 仏教会ホームページ運営</p> <p>1. 各種調査・研究・統計・資料収集(時事問題の分析)</p>
<p>3. 渉 外</p>	<p>1. 慶 弔</p> <p>2. 渉 外</p>	<p>1. 慶弔(本山寺院及び一般関係)</p> <p>1. 中央省庁・府市行政との交流</p> <p>2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力</p>
<p>4. 時事対策</p>	<p>1. 組織強化</p> <p>2. 時事対策</p>	<p>1. 加入寺院・未組織地域の組織化</p> <p>2. 賛助会員強化</p> <p>1. 宗教法人法改正問題への対応</p> <p>* 2. 世界遺産委員会の設置(立命館大学)</p> <p>* 3. 医療と宗教を考える委員会の設置</p> <p>(府立医科大学)</p> <p>4. 公益法人制度改革への対応</p> <p>5. 教育基本法改正と宗教教育問題への対応</p>

## 〈事業部〉

<p>1. 仏教文化・調査・研究 広宣</p>	<p>1. 仏教文化の啓蒙・広宣・保護</p>	<p>1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛</p> <p>2. 仏教文化の普及・啓発の為の諸宣伝</p> <p>3. 文化財を守る地震協議会との交流</p> <p>4. 古文化保存協会との交流</p> <p>5. 京都文化財団との交流</p>
<p>2. 教化・伝道 事業</p>	<p>1. 仏教美術・文物紹介</p> <p>2. 講演活動</p> <p>3. 音舞台シリーズ</p>	<p>1. 大墨蹟展の開催</p> <p>* (本年度は福岡県北九州市にて10月開催)</p> <p>2. 仏教番組の企画監修</p> <p>(毎日放送に於て「美の京都遺産」)</p> <p>1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催</p> <p>* 1. 本年度第22回は奈良 唐招提寺にて9月開催</p>

	<p>4. 仏教思想の実践活動</p> <p>5. 仏教諸行事</p> <p>6. 合同慰霊行事</p>	<p>1. 地域福祉活動・青少年育成 (授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・仏教老人ホーム、保育園への慰問)</p> <p>2. カウンセリング(信仰問題・情報提供)</p> <p>3. 災害募金箱の設置 (文化財を地震火災から守る基金ほか)</p> <p>* 4. 仏教を学ぶ米国の短期留学生支援</p> <p>1. お花まつり・こども花まつり</p> <p>2. 盂蘭盆会大護摩供法要・成道会</p> <p>3. 知床毘沙門堂法要・日田弁財天堂法要</p> <p>1. 参加勤行(中央斎場の読経僧派遣)</p> <p>2. 深草墓園(京都府宗連共催法要)</p> <p>3. 春秋彼岸焼骨灰供養法要 (京都中央葬祭業協同組合共催)</p>
<p>3. 寺院運営援助事業</p>	<p>1. 寺院援助活動</p> <p>2. 宗教法人法の研究・啓蒙活動</p> <p>3. 寺院運営研修案内</p>	<p>1. 宗教法人の財務・税務及び法律対策 (顧問弁護士・税理士の派遣)</p> <p>2. 永年勤続住職の表彰 (50年 知事表彰・30年 会長表彰)</p> <p>1. 各本山、地方の教区での宗教法人法に関する研修会への協力</p> <p>1. 包括宗教法人管理者研究協議会 宗教法人実務者研修会(文化庁)</p> <p>2. 人権研修会(京都府・全日仏)</p>
<p>4. 広報・出版事業</p>	<p>1. 定期刊行物</p> <p>2. 研究小冊子発行</p>	<p>1. 会報 年2回</p> <p>2. 開運暦・図書紹介</p> <p>* 3. お花まつり記念講演録</p>
<p>5. その他諸事業</p>	<p>1. 文化庁・林野庁 関連協議会</p>	<p>* 1. 「国家と宗教研究会」講演録</p> <p>1. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議</p> <p>2. 地震火災から文化財を守る協議会</p> <p>3. 外来種生物の文化財に与える影響について (関西野生生物研究所)</p> <p>* 4. 文化財を守り伝える京都府基金</p>

〈観光推進事業部〉

<p>1. 諸会議</p>	<p>1. 役員会</p> <p>2. 諸団体連絡会議</p>	<p>1. 観光推進事業部会議</p> <p>1. 京都市観光協会との会議</p> <p>2. 全国小京都会議への協力</p> <p>3. 各種観光関連業界との会議</p>
<p>2. 関連事業</p>	<p>1. 事業</p>	<p>1. 祇園白川夜桜ライトアップ (京都商工会議所と共催)</p> <p>2. 「京都・花灯路」事業(東山・嵐山界限)</p> <p>3. オフシーズン夏の企画への取り組み (京都府・京都市)</p> <p>4. 世界遺産登録寺院企画(JR東海)</p> <p>5. 特別拝観企画の実施 (近畿日本ツーリストとの共同企画)</p> <p>* 6. 知恵と力の博覧会への協力 (京都府・京都市・京都商工会議所)</p> <p>* 7. 京都市観光振興推進計画策定委員会への協力</p>



## 平成21年度 一般会計予算案

当期歳入総額 ￥68,470,015

当期歳出総額 ￥68,470,015

自 平成21年 4月 1日

至 平成22年 3月 31日

## 【歳入の部】

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備	考
				前年度繰越金	4,954,715	2,042,577		
1				会費収入	3,100,000	3,000,000		
	1			会費・賛助金	3,100,000	3,000,000		
		1		一般会費	2,300,000	2,000,000		￥2,000
		2		賛助会費	800,000	1,000,000		￥3,000
2				活動協力金収入	33,150,000	34,350,000		
	1			教化伝道	33,100,000	34,300,000		
		1		参加勤行	17,000,000	17,000,000		
		2		骨灰法要	800,000	1,000,000		
		3		墨蹟展	3,000,000	3,500,000		
		4		護摩木供養	2,000,000	2,500,000		
		5		花まつり	2,300,000	2,300,000		
		6		観光推進	3,000,000	3,000,000		
		7		桜事業	2,000,000	2,000,000		
		8		世界文化遺産	3,000,000	3,000,000		
	2			広報・出版	50,000	50,000		
		1		開運暦	50,000	50,000		
3				雑収入	30,000	30,000		
	1			雑収入	30,000	30,000		
		1		普通預金利息	1,000	1,000		
		2		雑収入	29,000	29,000		
				一般会計収入予算合計	41,234,715	39,422,577		
				寺院協力金	27,235,300	26,935,300		
				歳入合計	68,470,015	66,357,877		

## 【歳出の部】

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備	考
1				事務局費	29,810,000	29,460,000		
	1			人件費	20,150,000	20,000,000		
		1		職員俸給	16,500,000	16,500,000		事務局員3名他
		2		厚生費	2,300,000	2,200,000		社会保険料等
		3		通勤費	850,000	800,000		
		4		退職準備金	500,000	500,000		
	2			管理費	7,160,000	7,110,000		
		1		通信・運搬費	800,000	800,000		郵便等
		2		印刷費	350,000	350,000		コピー機リース料等
		3		備品費	450,000	400,000		什器・車両関係
		4		消耗品費	100,000	100,000		
		5		借館費	1,800,000	1,800,000		事務所家賃

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
		6	水	道 ・ 光 熱 費	200,000	200,000	ガス・水道・電気
		7	旅	費 ・ 交 通 費	1,200,000	1,200,000	
		8	諸	会 負 担 金	800,000	800,000	全日仏・府宗連等
		9	弁	護 士 報 酬	420,000	420,000	顧問弁護士 2 名
		10	会	計 士 報 酬	690,000	690,000	
		11	営	繕 管 理 費	100,000	100,000	
		12	そ	の 他 諸 経 費	250,000	250,000	
	3		渉	外 ・ 旅 費	1,500,000	1,400,000	
		1	渉	外 費	600,000	600,000	
		2	慶	弔 費	500,000	400,000	
		3	交	際 費	400,000	400,000	
	4		諸	会 議 費	750,000	750,000	
		1	単	仏 ・ 参 勤 会 議	150,000	150,000	
		2	そ	の 他 諸 会 議	600,000	600,000	
	5		調	査 費	250,000	200,000	
		1	資	料 収 集 費	250,000	200,000	調査・研究を含む
2			活	動 経 費	38,100,000	36,000,000	
	1		教	化 伝 道 活 動	24,700,000	25,200,000	
		1	参	加 勤 行	8,200,000	8,200,000	参勤僧 8 名法礼等
		2	骨	灰 法 要	1,700,000	1,700,000	
		3	墨	蹟 展	2,500,000	3,000,000	
		4	護	摩 木 供 養	900,000	800,000	
		5	観	光 推 進	2,000,000	2,000,000	
		6	仏	教 諸 行 事 関 連	1,500,000	1,500,000	
		7	花	灯 路 事 業	200,000	200,000	
		8	桜	事 業 拠 出 金	2,000,000	2,000,000	
		9	福	祉 援 助 金	1,000,000	1,000,000	
		10	花	ま つ り	4,000,000	4,000,000	こども花まつり・ 福祉施設配布等含む
		11	成	道 会	500,000	500,000	
		12	宝	物 展	200,000	300,000	
	2		広	報 ・ 出 版 活 動	4,300,000	2,900,000	
		1	暦	・ 諸 出 版 他	200,000	200,000	
		2	機	関 誌 発 行	2,800,000	2,500,000	年 2 回発行
		3	ホ	ー ム ペ ー ジ 運 営 費	200,000	200,000	
		4	花	まつり講演録発行費	1,100,000	0	3,000部発行
	3		寺	院 運 営	400,000	400,000	
		1	寺	院 運 営 指 導	100,000	100,000	
		2	永	年 勤 続 表 彰	300,000	300,000	
	4		そ	の 他	8,700,000	7,500,000	
		1	宗	教 と 政 治 問 題 研 究 活 動	2,500,000	3,000,000	
		2	時	局 対 策 金	2,000,000	1,500,000	
		3	文	化 財 保 護 対 策 費	600,000	0	外来種対策・文化財 防災・文化樹の森
		4	研	究 小 冊 子 発 行 補 助 金	200,000	200,000	
		5	世	界 文 化 遺 産	2,800,000	2,800,000	
		6	近	畿 宗 教 連 盟 60 周 年 事 業	600,000	0	京都総会・記念誌発行
			予	備 費	560,015	237,877	
			歳	出 合 計	68,470,015	65,697,877	

## 諸 会 議

## ◆ 京都中央葬祭業協同組合新年会

〔二月九日〕

京都中央葬祭業協同組合は、新年会を「木乃婦」にて開催した。

京都中央葬祭業協同組合は、多くの本山が集中する京都で全国の葬祭業の中心となって活動しており、当会とは永きにわたり、春秋の焼骨灰供養法要を共催で執り行っている。

当会からは荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長らが出席した。

## ◆ 地震火災から文化財を守る協議会・幹事会

〔二月二十八日〕

地震火災から文化財を守る協議会は、第四回幹事会を（財）防災研究会にて開催した。

第十三回地震火災フォーラム開催に向けて、テーマ設定・基調講演者・パネリストの選定等協議された。また、今後の活動についての報告もされた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 全日本仏教会評議員会・参与会

〔二月二十九日〕

全日本仏教会は、評議員会・参与会を東京プリンスホテルにて開催した。

議案として「理事・監事選任の変更について承認を求める件」協議事項として「平成二十一年度事業計画（案）について意見を求める件」「平成二十一年度収支予算（案）について意見を求める件」「平成二十年度補正予算（案）について意見を求める件」「公益法人制度改革と本財団の公益財団法人への移行について」が審議された。

また、「財団創立五十周年記念事業の現況について」「第二十八期各種審議会及び委員会の経過と今後の予定について」「賛助会員制度の運用について」「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題への取り組み」について報告された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 京都府宗教連盟常任委員会

〔二月十四日〕

京都府各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟は、常任理事会を立正佼成会京都普門館にて開催した。

平和祈念の黙祷の後、議題として「地球温暖化防止京都会議について」「近畿宗教連盟京都総会について」「近畿宗教連盟六十周

## ● 仏教会報告 ●

年記念誌の編集委員選出について」が審議された。

また、「深草墓園春季慰霊祭の当番確認について」報告された。

当会からは、荒木元悦常務理事、北川隆法理事、吉田清順評議員、長澤香静事務局長らが出席した。



## ◆ 国際宗教研究所主催公開シンポジウム

〔二月二十一日〕

財団法人国際宗教研究所主催「宗教の社会貢献はどうあるべきか」公開シンポジウムが大正大学にて開催された。

パネリストに、石上和敬（武蔵野大学／臨床仏教研究所）・賀陽濟（田無神社／精神科医）・本田哲郎（聖フランシスコ会ふるさとの会）・宮本けいし（妙智會教団）・コメンテーターに稲葉圭信（神戸大学）・弓山達也（大正大学）を迎え、諸宗教に共通する理想の研究や宗教者間、また宗教者と宗教研究者との交流を行った。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 日本宗教連盟主催宗教と税制シンポジウム

〔二月二十四日〕

財団法人日本宗教連盟主催「宗教と税制シンポジウム」が神社本庁にて開催された。

宗教法人が直面する諸課題について今回は、「公益法人新税制を考える―非課税制から原則課税への転換と影響」をテーマに、「新公益法人制度に係る新税制」について朝長英樹氏（一般社団法人日本税制研究所代表理事）、続いて「公益法人制度改革と宗教法人への影響」について石村耕治氏（白鷗大学教授）による講演が開催された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



## ◆ 国民文化祭京都府実行委員会企画運営委員会

〔二月二十七日〕

第二十六回国民文化祭京都府実行委員会は、国民文化祭京都府実行委員会企画運営委員会第一回会議を平安会館にて開催した。

議案として、府実行委員会総会議案より「実施計画大綱（案）について」「平成二十一年度事業計画（案）、及び収支予算（案）」「マスコットキャラクターの公募について」「今後の企画運営委員



## ● 仏教会報告 ●

会に係る運営について」審議された。

第二十六回国民文化祭・京都二〇一一の「基本構想」は、「こころを整える」文化の基本形を再発見 (Basics)、「文化を駆動する力」進取の気風を世界へ (Creativity)、「及び」二十一世紀における京都の役割「人類社会の普遍的な価値を探索 (Responsibility)」大きな「三つの理念」と、それらの理念を踏まえて示した「京都開催への取り組み姿勢」を基に策定された。

平成二十三年十月二十九日～十一月六日の九日間主催事業が行われ、期間中は全国から多くの人々が京都府下を訪れる事になる。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 第二回国家と宗教研究会

〔三月八日〕

国家と宗教研究会を承天閣美術館にて開催した。

第二回目となる今回は、蘭田稔氏（京都大学名誉教授・皇學館大学大学院教授・秩父神社宮司）を迎え「古代神道とその流れ―比較宗教・比較文化の視点から」と題して研究発表を行った。

洗建駒沢大学名誉教授の論評



も加え、出席の各界学者や宗教者の方々より熱心な質疑応答が続いた。

## ◆ 京都モデルフォレスト協会理事会

〔三月二十五日〕

社団法人京都モデルフォレスト協会は、理事会をルビノ堀川にて開催した。

議案として、「平成二十年度収支予算の補正について」「平成二十一年度事業計画及び収支予算について」「新任顧問に位高光司氏（京都経営者協会会長）について」審議され、いずれも承認された。

当会からは、宮城泰年常務理事が理事として出席した。

## ◆ 庭野平和財団主催宗教団体の社会貢献活動をめぐる勉強会

〔三月二十五日〕

財団法人庭野平和財団主催による「宗教団体の社会貢献活動についての学習会」が京都（京都市国際交流会館）と東京にて開催された。

同財団が昨年行った「宗教団体の社会貢献活動に関する世論調査」を踏まえ、石井研士氏（國學院大学教授）による調査結果の

## ● 仏教報告 ●

## ◆ 国民文化祭京都府実行委員会総会

〔三月三十日〕

概要を説明され、続いて金子昭氏（天理大学教授・天理おやさと研究所）と小柴宣和氏（金光教東京センター所長）が社会貢献の意味や課題をめぐり参加者と意見を交換した。  
当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

第二十六回国民文化祭京都府実行委員会は、国民文化祭京都府実行委員会第二回総会を京都ブライトンホテルにて開催した。

報告事項として、「二十年度の取り組み概要及び二十一年度開催準備スケジュール」「企画運営委員会の活動」「マスコミキャラクターの公募」「京都ならではの事業専門委員会の活動等について」等報告された。

審議事項として、「実施計画大綱（案）」「二十一年度事業計画（案）及び収支予算（案）」について審議された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。



## ◆ 源氏物語千年紀委員会総会

〔三月三十日〕

源氏物語千年紀委員会は、総会を京都ブライトンホテルにて開催した。

最初に源氏物語千年紀事業の成果についての報告がなされた。議案事項として、「平成二十年度源氏物語千年紀委員会事業報告」「平成二十年度源氏物語千年紀事業収支決算見込報告」「古典の日」の推進について」審議された。

「源氏物語」が書かれて千年の年を記念して源氏物語千年紀委員会は昨年、十一月一日を「古典の日」と定めた。「源氏物語」をはじめ、時代を超えて読み継がれてきた古典文学を再認識し、伝統文化の素晴らしさに親しみと呼びかけた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 京都文化交流

## コンベンションビューロー評議員会

〔三月三十日〕

（財）京都文化交流コンベンションビューローは、評議員会を京都ブライトンホテルにて開催した。

「役員選任に関する件」「源氏物語千年紀事業に関する件」「古典の日推進委員会（仮称）に関する件」「平成二十一年度事業計画に関する件」「平成二十一年度予算に関する件について」が審

## ● 仏 教 会 報 告 ●

議された。

源氏物語千年紀委員会を継承し、平成二十年十一月一日に宣言された古典の日について、その宣言の趣旨に沿った事業を展開するため、財団法人京都文化交流コンベンションビューローに、古典の日推進委員会を設置した。

また「事務局職員の任免」「新公益法人制度について」報告された。

当会からは、長澤香静事務局長が評議員として出席した。

## ◆ 京 都 府 宗 教 連 盟 常 任 委 員 会

〔四月二十一日〕

京都宗教連盟は、常任委員会を立正佼成会京都普門館にて開催した。

平和祈念の黙祷後、議案として地球温暖化防止への具体的な取り組みについて気候ネットワーク代表による活動提案説明、次回の常任委員会は五月二十日、総会は六月二十四日、近畿宗教連盟常任委員会は六月二十四日開催される事が承認された。

当会からは、荒木元悦常務理事、北川隆法理事、長澤香静事務局長らが出席した。



## ◆ 京 都 知 恵 と 力 の 博 覧 会 推 進 協 議 会

〔五月七日〕

京都知恵と力の博覧会推進協議会は、設立総会を相国寺承天閣美術館講堂にて開催した。

議事事項として、「京都知恵と力の博覧会推進協議会」の設立について

『京都は、千二百年の悠久の歴史の中で、寺社・仏閣や伝統文化とともに数々の産業や技術を育み、受け継いできた「知恵」と「力」により、幾多の危機を乗り越え、常に革新を繰り返して発展を遂げてきた。

今、経済・雇用情勢が世界的に悪化している中、先人たちが築き上げてきたこの「知恵」と「力」を改めて内外にアピールすることを通じて、観光需要の創造、環境との共生、雇用機会の創出を図り、元氣な京都づくりにつなげる。」を趣旨とし設立した。

名称は「京都知恵と力の博覧会」発信！京の底から〜。実施機関は平成二十一年十月十日（土）〜十二月二十日（日）。

博覧会の構成（予定）として、博覧会の節目となるイベントの開催、伝統的工芸品月間国民会議全国大会（十月二十八日〜十一月一日）、古典の日（十一月一日）の取り組み等と京都府内全体で、経済団体、寺社、大学、博物館などにイベント開催を呼びかけ、京都府・京都市・京都商工会議所の関連イベント、冠イベン



## ● 仏教会報告 ●

トの実施、公開スポットの目標五百箇所等が挙げられた。  
次に事業計画（案）・収支予算（案）が審議された。  
当会からは、有馬頼底理事長が出席した。

## ◆ 地震火災から文化財を守る協議会

〔五月十一日〕

地震火災から文化財を守る協議会は、第四回幹事会を（財）防災研究会にて開催した。

第十三回地震火災フォーラムに向けて報告された。平成二十一年十一月二十八日（土）大津市伝統芸能会館において、『わがまち淡海の歴史遺産を語ろう』をタイトルに基調講演・パネルディスカッション等開催される。

当会からは、中尾香代事務職員が出席した。

## ◆ 国民文化祭京都市実行委員会設立総会・実行委員会総会

〔五月十四日〕

第二十六回国民文化祭京都市実行委員会は、第二十六回国民文化祭京都市実行委員会設立総会及び第一回京都市実行委員会総会を本能寺文化会館にて開催した。

議事事項は「第二十六回国民文化祭京都市実行委員会」の設立

について。

『京都市には京都の持つ豊富な文化資源に触れる機会を設け、その魅力を国内外に広く発信することが期待され、また、京都の文化を次代に継承し発展させる大きな契機とすることが求められるところ。このような目的を達成するためには、全市を挙げて事業に取り組むことが必要であるため事業の企画、準備及び実施の組織として第二十六回国民文化祭京都市実行委員会を設立する』として、第二十六回国民文化祭京都市実行委員会会則の制定を審議した。

また、第二十六回国民文化祭京都市実行委員会委員等の委嘱について報告された。

続いて、実行委員会第一回総会が開催された。「平成二十一年度事業計画（案）」「平成二十一年度予算（案）」について審議された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 社会を明るくする運動京都府推進委員会

〔五月十四日〕

第五十九回「社会を明るくする運動」京都府推進委員会が平安会館にて開催した。

組織の名称変更について・第五十八回「社会を明るくする運動」実施結果報告・第五十八回「社会を明るくする運動」収支決算・第五十九回「社会を明るくする運動」京都府推進要綱（案）・行事計画（案）・収支予算（案）について審議された。



● 仏 教 会 報 告 ●

本年度は、「犯罪や非行をした者の就労支援」を重点目標としている。

引き続き、構成機関・団体から取組及び今後の活動報告等が行われ、広報啓発映画「心の家路」が上映された。

来年（平成二十二年）には、「社会を明るくする運動」第六十回の節目を迎えるに当たり、この運動の趣旨を広く国民に理解いただき、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図るため、この運動の趣旨を分かりやすく表した新たな運動名称を募集された。

当会からは、中尾香代事務職員が出席した。



◆ 京都モデルフォレスト協会通常総会

〔五月二十六日〕

（財）京都モデルフォレスト協会は、平成二十一年度通常総会を平安会館にて開催した。

議案事項として、平成二十一年度事業報告及び決算報告・年会費・平成二十一年度事業計画案及び収支予算案・総会議決事項の理事会への委任・役員を選任・定款の変更の案について審議され

た。

続いて、「自然の一部として生きる」と題し、J・T生命誌研究館館長中村桂子氏の記念講演会が行われた。

京都モデルフォレスト運動は社会経済の変化の中で放置され、荒れた森林を林業関係者だけでは森林を守ることが困難な状況の中、森の恵みを受けている府民みんなが京都の森を守り育てようとする運動。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会評議員会・参加会

〔五月二十九日〕

（財）全日本仏教会は、第一回評議員会・参加会をリーガロイヤルホテル京都にて開催した。

協議事項として、平成二十一年度事業報告について意見を求める件・平成二十一年度収支決算について意見を求める件（仮称）大蔵経編纂会議の設置について審議された。

報告事項として、WFB（世界仏教徒連盟）執行役員会議報告・各部報告が行われた。



● 仏教会報告 ●

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 宗教法制研究会・宗教学学会

〔六月六日〕

宗教学学会は、第二十七回宗教法制研究会・第五十八回宗教学会を國學院大學にて開催した。

「教育基本法上の『宗教』の意味」と題し廣瀬裕一氏（上越教育大学）、また竹内康博氏（愛媛大学）が「寺院墓地の整理・再利用と墓地使用权」と題して研究報告をした。総会を間にはさみ、「高島易断の実情と問題点」と題し山口廣氏（弁護士）、「近代宗教法制度と国家神道」と題し坂本是丸氏（國學院大學）の研究報告が行われた。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都市観光協会通常総会事会

〔六月十日〕

京都市観光協会は、通常総会をウエスティン都ホテル京都にて開催した。

「平成二十年度事業報告」「平成二十年度決算報告」「平成二十一年度事業計画案」「平成二十一年度予算案」「役員補欠選任」について審議された。引き続き観光事業関係者表彰が行われた。

当会からは、荒木元悦常務理事、徳久恵里事務職員が出席した。

◆ 第八十二回理事会

〔六月十六日〕

第八十二回理事会が、京都仏教会会議室にて開催され、以下の議案の決議が承認された。

- 議案第一号 平成二十年度事業報告及び平成二十年度決算報告の承認を求める件
- 議案第二号 平成二十一年度事業計画案及び平成二十一年度予算案の承認を求め



## ● 仏 教 会 報 告 ●

る件

議案第三号評議員補充の件

新評議員として神護寺谷内弘照住職が推薦された。

議案第四号その他

医療と宗教を考える委員会（仮称）について・世界遺産委員会（仮称）について・「宗教都市京都をつくる」について・夏のオフシーズン対策「京の七夕」（仮称）について・桜ライトアップ助成事業実施結果報告・山口安次郎作能装束展について・大墨蹟展（福岡県北九州市開催）と奈良唐招提寺音舞台について、教蔵院小泉友鴻住職・興聖寺植本攝道住職（宇治市仏教会会長）以上二名の評議員退任、それぞれ報告された。

## ◆ 国民文化祭京都府実行委員会総会

〔六月十六日〕

第二十六回国民文化祭京都府実行委員会は、京都府実行委員会第二回企画運営委員会を平安会館にて開催した。

マスコットキャラクターの選考について・京都ならではの事業専門委員会「平成二十一年度事業の取り組み」について・世話役の選任などについて報告された。

議案事項として、平成二十年度事業報告及び平成二十年度収支決算（案）・府実行委員会独自の協賛事業の創設について・「地域文化芸術振興プラン推進事業」（文化庁）の取り組みについて審議された。

当会からは、長澤香静事務局長が出席した。

## ◆ 理事・評議員合同役員会

〔六月二十三日〕

平成二十一年度理事・評議員合同役員会を承天閣美術館にて開催し、次の議案が承認された。

議案第一号平成二十年度事業報告及び平成二十年度決算報告の承認を求める件

議案第二号平成二十一年度事業計画案及び平成二十一年度予算案の承認を求める件

議案第三号その他

新評議員として神護寺谷内弘照住職が理事会で推薦・承認された旨報告された。また「宗教都市京都をつくる」について・世界遺産委員会（仮称）について・桜ライトアップ助成事業実施結果報告・「知恵博」への協力について・大墨蹟展（福岡県北九州市開催）と奈良唐招提寺音舞台について・教蔵院小泉友鴻住職・興聖寺植本攝道住職（宇治市



## ● 仏教会報告 ●

仏教会会長）以上二名の評議員退任、それぞれ報告された。

◆ 京都府宗教連盟総会・  
近畿宗教連盟常任理事会

〔六月二十四日〕

京都府宗教連盟は、総会を立正佼成会京都普門館にて開催した。

平和祈念の黙祷の後、議案事項として「平成二十年度事業報告」「平成二十年度会計決算報告並びに監査報告」「平成二十一年度事業計画（案）」「平成二十一年度予算案」「平成二十一年度役員追認」が審議された。

報告事項は、地球温暖化防止運動の具体的展開について。

続いて、「宗教界に期待すること」―地球温暖化防止を通して―と題し、田中滋氏（龍谷大学教授）による記念講演会が開催された。

当会からは、荒木元悦常



務理事、北川隆法理事、平野雅章評議員、吉田清順評議員、戸田妙昭評議員、長澤香静事務局長らが出席した。

同日午後、近畿宗教連盟常任理事会が行われ「平成二十年度事業報告」「会計決算報告ならびに会計監査報告」「平成二十一年度事業計画案ならびに予算案」「平成二十一年度第六十一回京都総会について」が審議された。また地球温暖化防止キャンペーンについて報告された。

当会からは、荒木元悦常務理事、北川隆法理事、長澤香静事務局長らが出席した。

◆ 次期京都市観光振興推進計画（仮称）  
策定委員会

〔六月二十九日〕

京都市は、次期京都市観光振興推進計画（仮称）策定委員会第一次委員会を平安神宮会館栖鳳殿にて開催した。

京都市は「五千万人観光都市」を実現したことから、京都観光の新たな目標や、それを実現するための道筋を明らかにする次期京都市観光振興推進計画（仮称）を策定する委員会を発足した。委員長は、石森秀三氏（北海道大観光学高等研究センター長）。

二〇一〇年一月から五年間の次期計画を策定する。

当会からは、荒木元悦常務理事が委員として就任し、会議で「不況と新型インフルエンザにより落ち込んだ京都観光の状況の中で、夏のオフシーズン対策について新たな取り組みが必要である。」と述べた。



● 仏 教 会 報 告 ●

行 事

◆ 西陣織工業組合創立百二十五周年・  
三組合合併三十五周年記念式典・新年総会

〔二月六日〕

西陣織工業組合は、創立百二十五周年記念式典を西陣織会館にて開催した。同組合は、明治十六年に発足した西陣織物業組合の前身。式典で渡邊隆

夫理事長は「西陣は様々な厳しい局面を乗り越えてきた。西陣産地は市場に適合した生活文化を創造し提案できる知識集約型産業に脱皮していかなければならない」と挨拶した。

その後西陣織関係の功労者らが表彰された。

当会からは、荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が出席した。



◆ 国際仏教興隆協会財団設立  
四十周年記念式典

〔二月十三日〕

国際仏教興隆協会は、財団設立四十周年・印度山日本寺開山三十五周年記念式典をハイアットリージェンシー・ホテル京都にて開催した。

記念式典で安田暎胤理事長は、歴史を振り返りながら先人や関係者への感謝の念を表明し、今後の活動の充実や日印友好の促進への思いを語られた。このほど、日本寺第五世竺主に就任した半田孝淳天台座主をはじめ各宗派ら関係者約百三十人が出席して財団設立の節目を祝った。当会からは、徳久恵里事務職員、中尾香代事務職員らが出席した。





● 仏教会報告 ●

◆ 郡山市社会福祉協議会へ寄付金贈呈

〔二月十八日〕

有馬頼底理事長は、昨年十月に福島県郡山市うすい百貨店にて開催された大墨蹟展の収益の一部の百万円を郡山市の福祉に寄附するため郡山市役所を訪問した。

全国巡回展は郡山市で第十七回を迎え、各地方において多くの方々に喜ばれ、当会の大切な文化交流の一環となっている。

尚、次回第十八回は福岡県北九州市において本年十月に開催される。



て手渡された。

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議は『文化財』創造プロジェクトとして、森林所有者の方々が自発的に長伐期施業を目標としている山の一部を将来、文化財の修理等に提供できるように森として維持・育成していくこと、また日本の伝統技術を集結して日本の文化財が守られていく仕組みを考えるネットワークの確立を目指して情報交換・調査研究・地域活動の応援等



◆ 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議への寄付金贈呈

〔二月二十日〕

宮城泰年常務理事から、文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議の伊藤延男代表へ二十万円の寄付金が聖護院におい

◆ 石山寺鷲尾遍隆座主晋山式・祝賀会列席

〔三月一日〕

西国第十三番札所、東寺真言宗別格本山石山寺本堂で花山法皇一御忌を記念して勅封・本尊如意輪観世音菩薩が御開帳された。

● 仏教会報告 ●

また鷺尾遍隆第五十二世座主の晋山奉告法要ならびに、副座主鷺尾妙師の石山寺塔頭宝性院入寺奉告が執り行われた。

鷺尾座主は表白で、本尊観世音菩薩の功德を説くとともに、玉躰安穩、国家泰平、世界平和など願った。

引き続き大津プリンスホテルにて祝賀会が開かれ、宗内をはじめ各派、ご縁のある各界の代表が新座主を囲み和やかな祝賀会が催された。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長らが列席した。

◆ 関西野生生物研究所へ寄付金贈呈

〔三月九日〕

荒木元悦常務理事から、関西野生生物研究所川道美枝子代表へ三十万円の寄付金が京都仏教会会議室において手渡された。

アライグマが増えている地域では社寺のほとんどがアライグマの生活拠点となっている為、数が増える前に社寺が協力して行政機関と連携して対策することで日本の自然と文化を守る



事ができる。関西野生生物研究所はアライグマ侵入状況のモニター調査や対策の指導を行っている。

◆ 「比叡山に想いを寄せて」講演会開催

〔三月十三日〕

東海旅客鉄道（株）の特別協賛を得て京都市・京都市観光協会・シヨンビュローの後援のもと、当会主催による「比叡山に想いを寄せて」の講演企画が比叡山において開催された。

「森の心と天台密教」と題し、天台宗大僧正延暦寺長騰小林隆彰師とソプラノ歌手であり、環境問題に関心のある雨谷麻世氏による対談が行われた。参加した百五十名余りの参加者は、小林住職のユーモアを交えた話に熱心に耳を傾けた。

この対談にともない世界文化遺産に指定された根本中堂、国宝殿などの特別拝観も行った。



● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 東山花灯路オープニング

〔三月十四日〕

歴史的文化遺産やまちなみ等を「灯り」と「花」で演出する京都ならではの事業「京都・東山花灯路」が三月十三日から二十二日の間京都東山界隈で実施された。

当会もこの事業には当初より参画している。京都の活性化と観光振興に寄与するための「京都・東山花灯路」は今回で七年目を



迎え、市民、観光客に京都の新たな風物詩として定着した。

東山山麓に連なる北は青蓮院から円山公園・八坂神社を通じて、南は清水寺までの散策路約四・六kmに、京焼・清水焼、京銘竹、北山杉磨丸太、京石工芸、漆塗行灯、金属工芸、曲物の七種類の露地行灯約二千四百基といけばな作品を設置し、白壁土塀、木々にゆらめく陰影、石畳に映える

ほのかな灯り、門前街の店頭に彩りをそえるはんなりとした灯りなど、京都ならではの様々な表情を見せるまち並みの魅力に十日間で百十四万八千人を迎え盛況となった。

円山公園では、初めて開催した「創作行灯デザインコンペ」の最優秀作品で、八枚の花びらをかたどった「洛花灯（らくかとう）」約八十基が並べられた。

期間中、清水寺・青蓮院をはじめ知恩院・八坂神社・高台寺・圓徳院・法観寺の各寺社において、夜の特別拝観が行われた。

◆ 春季彼岸焼骨灰供養法要

〔三月二十三日〕

春彼岸、京都五山の一つ本山相国寺において京都仏教会・京都





● 仏教会報告 ●



中央葬祭業協同組合共  
催による恒例の春季焼  
骨灰供養法要が、満堂  
参拝の中厳修された。

臨済宗相国寺派佐分宗順教学部長の法話に続き、臨済宗相国寺派管長有馬頼底猥下導師のもと山内ご出仕により彼岸供養法要が厳修された。約千五百人もの参拝者を迎え、大方丈に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。

この焼骨灰供養法要は永年回を重ね、今回で六十二回目を数えるに至った。

◆ 大阪日仏協会主催有馬頼底理事長講演

〔三月二十四日〕

大阪日仏協会は一九八一年設立の任意団体で、日本とフランスの友好親善にかかわる活動をしている。年三回の定期昼食講演会（デジュネダミ）は協会の主な行事となっている。

第五十四回デジュネ・ダミ（友好昼食）講演会が帝国ホテル大阪にて開催され、「禅と日本文化」と題し有馬頼底理事長が講演した。

講演終了後、アラン・ナウム総領事の挨拶の後昼食会が行われ、今回は来日して勉学に勤しむ大阪在住フランス人留学生を招き、身近な日仏コミュニケーションの場となった。

◆ 京都市深草墓園春季慰霊祭

〔三月二十七日〕

今回は京都キリスト教協議会の御奉仕により伏見深草墓園に於いて春季慰霊式典が厳かに執り行われた。

千名を超える大勢の遺族が参拝に訪れ次々と献花を行い故人の冥福を祈った。

京都市深草墓園は「市民のお



● 仏 教 会 報 告 ●

墓」として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取扱いとして市民の利用に供しており、現在では約九千体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されている。

当会からは荒木元悦常務理事、平野雅章評議員、田村祐一師、中尾香代事務職員らが臨席した。

◆ 神護寺谷内弘照住職晋山式・祝賀会列席

〔四月一日〕

高野山真言宗遺迹本山高雄山神護寺谷内弘照住職の晋山式が神護寺金堂において執り行われた。

引き続きリーガロイヤルホテル京都にて祝賀会が開かれ、宗内をはじめ各派、ご縁のある各界の代表ら約三百人が参列し盛大な晋山式・祝宴となった。

当会からは、有馬頼底理事長、長澤香静事務局長が出席した。

◆ おしゃかさまを讃える夕べ

〔四月八日〕

全日空ホテルにて催された恒例の「おしゃかさまを讃える夕べ」は各本山・寺院・各界代表のご招待の方々を迎え本年も盛大に行われ、参加者は三百五十名をかぞえた。

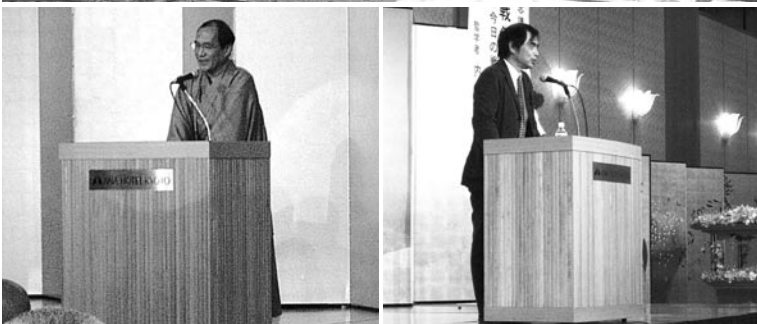
本年は真言宗総本山教王護国寺砂原秀遍長者の導師のもと御一



山出仕により「花まつり」法要が厳修された。  
花御堂には駐大阪インド総領事館トリパティ代理総領事をはじめ門川大作京都市長ら各界代表らが次々と灌仏を行った。  
挨拶に立った有馬頼底理事長は、仏教の大慈大悲が宗教の差異を越えて人類に共有されることにより平和への道が具体化する可能性を強調した。

また、哲学者内山節氏による「戦争という仕事」と題した記

念講演が行われた。内山氏は「無事」を抽象的には





美の京都遺産

日曜あさ  
6:15~6:30



監修:京都仏教会 協力:京都市、京都市観光協会 音楽:久石 譲 ナレーション:津嘉山 正種